

**住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー
補助要件チェックリスト**

申請者 氏名 _____

1 対象者について

【個別項目】①②のいずれかに☑

次の①②のいずれかに該当し、転入又は転居後、単身で生活する方。

①新規就業者（次の全てに該当）

- ・申請者が29歳以下である。⇒□
- ・次のいずれかの企業に新たに就職するため、転入又は転居する。
 - 「北九州で働こう！U・Iターン応援プロジェクト」登録企業 ⇒□
 - 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」登録企業 ⇒□
 - 「北九州雇用対策協会」会員企業 ⇒□

②企業移転などに伴い移住する従業者等（次の全てに該当）

- ・申請者が39歳以下である。⇒□
- ・1年以上継続して市外に居住している。⇒□
- ・次のいずれかに該当する。
 - ・市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入する。 ⇒□
 - ・本市が実施する移住支援事業を利用し、転入する。 ⇒□

【共通項目】該当する場合☑

次の全ての要件に該当する。 ⇒□

※1つでも該当しない項目がある場合、本事業の対象となりません。

- ・転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。
- ・北九州市における市税の滞納がない。
- ・暴力団又は暴力団員ではない、暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。

2 対象住宅について

【住宅の所在】該当する場合☑

街なかの区域（要領参照）に所在し、次の全ての区域外に所在する住宅である。 ⇒□

※街なかの区域であっても、次の区域内の場合、本事業の対象となりません。

- ・市街化調整区域
- ・工業専用地域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域

【住宅の要件】①～③のいずれかに☑

①民間賃貸住宅 ⇒□

公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次のア～エの全てを満たす住宅

<p>ア 新築*ではない住宅</p> <p>※新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から1年を経過していないもの ⇒□</p>	<p>イ 住戸専用面積*が25㎡以上の住宅</p> <p>※バルコニー等の共用部を除いた面積 ⇒□</p>	<p>ウ 次のいずれかに該当する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56.6.1以降に着工した住宅 ⇒□ ・昭和56.5.31以前に着工した住宅で、耐震診断を実施し、又は耐震改修工事を施し新耐震基準を満たした住宅 ⇒□ 	<p>エ 宅地建物取引業者が仲介を行う住宅 ⇒□</p>
--	--	---	-------------------------------------

②特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助がない（終了した）住宅 ⇒□

本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅*

※福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。

③北九州市空き家バンク登録住宅 ⇒□

北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結した住宅